

# 養育費の 債務名義化の手続き に要した費用を 補助します



↑  
詳しくはコチラ  
区ホームページ



スポーツと人情が熱いまち  
**江東区**

## 養育費の未払いは 大きな社会問題になっています

こどもの養育に必要な費用の取り決めについては、口約束ではなく、強制執行認諾約款付きの**公正証書**で取り決めをすることや家庭裁判所への**調停申し立て**等により決めることが大切です。

江東区では、これらの手続きに要した**経費の補助**を行います。

公正証書や調停調書などの作成日から、**1年以内**に申請してください。

## 対象となる方 (①～⑤の全てに該当する方)

- ① 申請日において江東区に居住するひとり親世帯等の方
- ② 養育費の取り決めに係る経費を負担した方 (補助対象は、令和4年4月1日以降に負担した経費となります)
- ③ 養育費を受け取る方 (=養育費の取り決めに係る債務名義を有している方)  
債務名義:公正証書(強制執行認諾条項付き)、判決書、調停調書、審判所等
- ④ 養育費の取り決めの対象となる子を現に扶養している方
- ⑤ 同一の事案について、過去に同内容の補助金(他自治体による同趣旨の補助金を含む)を受けていない方

## 補助金申請の流れ

### (1) 申請書類の提出

申請書と必要書類を持参し申請して下さい。

### (2) 交付決定

区が交付の可否について決定し、郵送で通知いたします。

### (3) 請求書の提出

交付決定通知を受け取りましたら、請求書を提出して下さい。

なお、区が請求書を受け取り後、振り込みまで最大1か月程度要する場合がございます。

- ・対象経費と必要書類は裏面をご覧ください
- ・申請書は区のホームページからもダウンロード可能です

## 【申請窓口】

〒135-8383 江東区東陽 4-11-28



江東区生活支援部生活応援課家庭相談係  
(区役所5階8番窓口)

(平日8時30分～17時00分)

☎ 03-3647-7505

FAX 03-3647-7522

## 対象費用と必要書類

取り決め方法	補助の対象となる経費 (各々、作成日から1年以内のもの)	申請に必要な添付書類
<p>公正証書</p> <p>※強制執行認諾条項付きに限る</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>公証役場に支払った公正証書作成手数料</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>公正証書</li> <li>公証人手数料の領収書</li> <li>申請者及びその扶養している子の戸籍謄本又は抄本 (※)</li> <li>世帯全員の住民票の写し (※)</li> <li>申請者本人の銀行等の口座番号が分かるもの</li> <li>印鑑 (スタンプ印不可)</li> </ol>
<p>家庭裁判所の調停、裁判</p> 	<p>調停手続き、裁判に要した以下の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>収入印紙代</li> <li>戸籍謄本等添付書類取得費用</li> <li>連絡用の郵便切手代</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>上記「3」～「6」</li> <li>裁判所の調停調書や判決書等</li> <li>収入印紙代、戸籍謄本等取得代、連絡用の郵便切手代の領収書又はレシート</li> </ol>



### ※申請者及びその扶養している子の戸籍謄本又は抄本・住民票の写しの提出について (申請日時点)

	戸籍謄本又は抄本		住民票の写し	
	区内に本籍がある	区内に本籍がない	区内に住民票がある	区内に住民票がない
申請者	不要	<b>必要</b>	不要	区内に住民票がない方は申請不可
扶養している子	不要	<b>必要</b>	不要	<b>必要</b>